

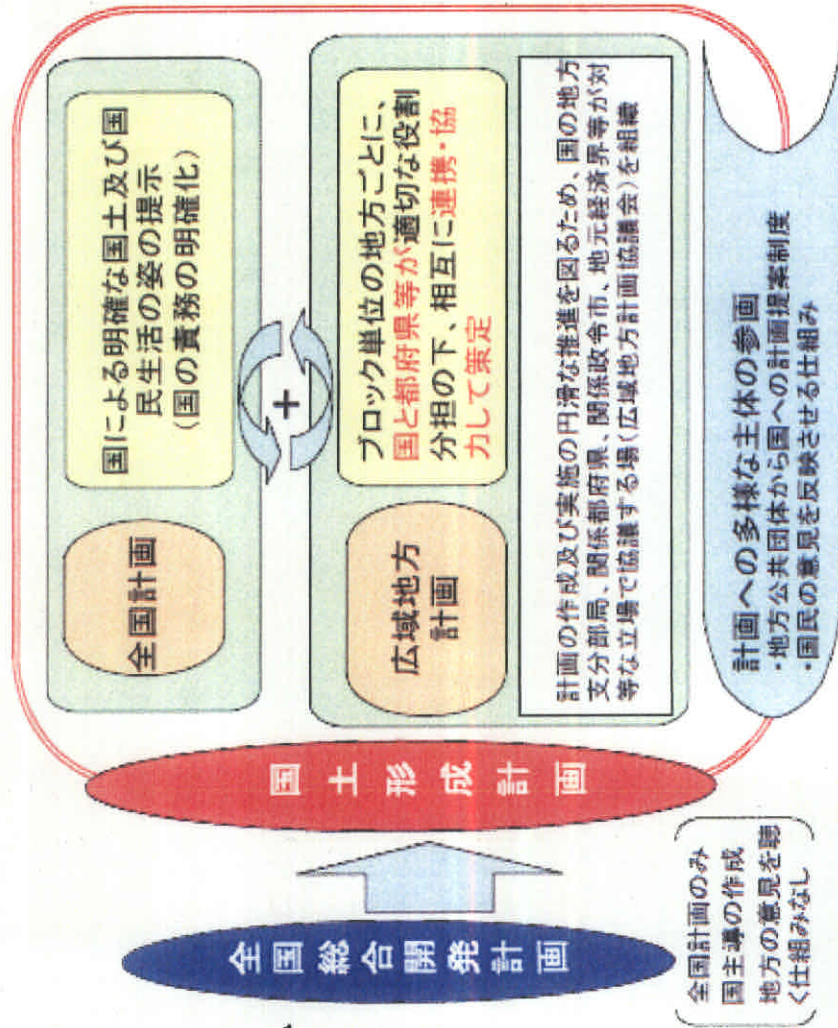
国土形成計画の策定について

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律(国土形成計画法)

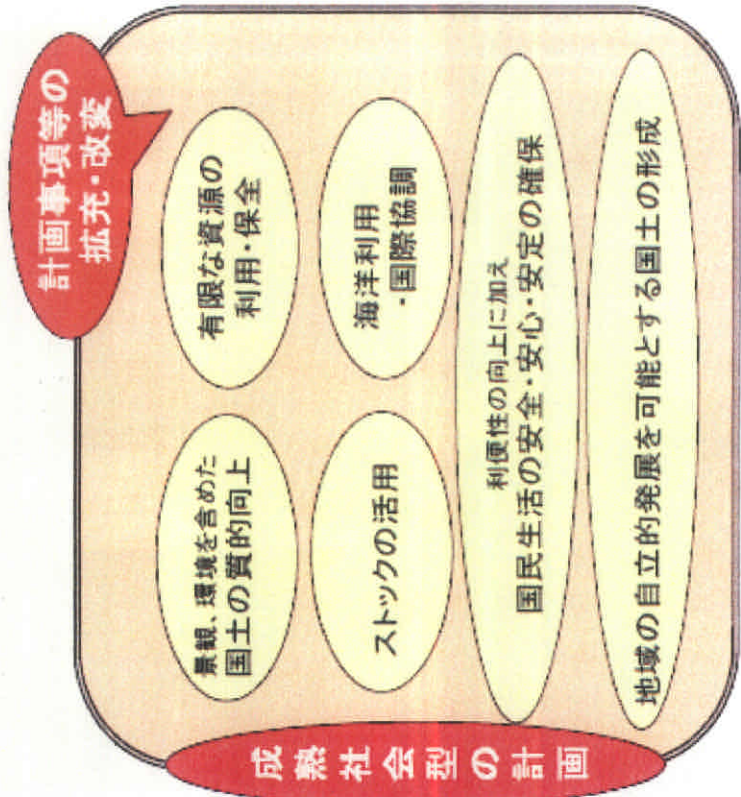
※平成17年7月29日公布、12月22日施行

国と地方の協働によるビジョンづくり

開発中心からの転換



量的拡大「開発」基調



※この他、国土利用計画との一体作成、大都市圏整備に関する計画の合理化、地方開発促進計画の廃止など、国土計画体系の簡素化・一体化を図り、国民に分かりやすい国土計画に再構築する。

新しい国土像実現のための戦略的目標(「交流の拡大」・「生活者の重視」)

＜グローバル化や人口減少に対応する国土の形成＞

シームレスアジアの形成

広域ブロックが東アジアの各地域と直接交流・連携し、アジアの成長のダイナミズムを取り込んでいく

- ・地域資源を活かしつつ、東アジアの市場をにらんだ企業の新しい発展戦略の展開及び地域の雇用の創出・拡大
- ・観光立国実現に向けた取組など交流・連携推進
- ・陸海空にわたる重層的かつ総合的な交通・情報通信ネットワークの形成(アジア・ゲートウェイ、広域ブロックゲートウェイ)

持続可能な地域の形成

人口減少下においても、地域力(地域の総合力)の結集、地域間の交流・連携により、魅力的で質の高い生活環境を維持していく

- ・集約型都市構造への転換など暮らしやすいまちづくり
- ・医療等の機能維持など広域的対応
- ・地域雇用に密接する産業の活性化
- ・美しく暮らしやすい農山漁村の形成及び中山間地域の役割の再認識
- ・地域間の交流・連携や人の誘致・移動(二地域居住、外部人材の活用)
- ・条件の厳しい地域への対応

災害に強いしなやかな国土の形成

減災の観点も重視した災害対策や災害に強い国土構造への再構築を進め、安全で安心した生活を保障していく

- ・ハード・ソフト一体となった取組等減災の観点重視
- ・災害に強い国土利用への誘導
- ・交通・通信網等の迂回ルート等の余裕性
- ・避難誘導体制の充実など地域防災力の強化

美しい国土の管理と継承

美しい国土を守り、次世代へと継承するため、国土を形づくる各種資源を適切に管理、回復

- ・人と自然が調和した、循環と共生の重視
- ・健全な生態系の維持・形成
- ・海域の適正な利用・保全
- ・国土の国民的経営の取組

＜安全で美しい国土の再構築と継承＞

「新たな公」を基軸とする地域づくり

多様な主体の参画を、地域の課題の解決やきめ細かなサービスの供給につなげる

- ・地縁型コミュニティ、NPO、企業、行政等の協働による居住環境整備等
- ・地域の発意・活動による地域資源の発掘・活用等
- ・維持・存続が危ぶまれる集落への目配りと暮らしの将来像の合意形成

＜4つの戦略的目標を推進するための横断的視点＞

国土形成計画（全国計画）に関する報告 ～小笠原関係の抜粋～

第1部 計画の基本的考え方

第1章 時代の潮流と国土政策上の課題・・・(略)・・・

第2章 新時代の国土構造の構築

第1節 新しい国土像（10頁、1行目）

・・・(略)・・・多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることを、本計画の基本的な方針とする。

自立的で特徴の異なる複数の広域ブロックからなる国土構造を構築し、将来にわたる国内外の様々な変化にも柔軟に対応することが可能となる多様性を国土上に保有することによって、我が国の成熟期にふさわしい「国としての厚み」を増していくことが、我が国の将来像として好ましい方向であると考えられる。このことは、域内出身者の構成比が高まっている東京圏にとっても、国内外の多様な地域との間の移動や交流のダイナミズムにより引き続きその創造性や活力を確保する観点から求められるものである。

そして、このような国土を目指すことが、広域ブロックが独自の発展を遂げそれが我が国全体の発展にも寄与するという、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展を実現することにもつながっていく。また、このような多様な広域ブロックの発展と地域の共生関係が良好に築かれた美しく暮らしやすい国土の形成により、地域間の格差の拡大に対する不安や地域ごとの格差感を解消していく。

・・・(略)・・・

第2部 分野別施策の基本的方向

第1章 地域の整備に関する基本的な施策

第1節～第4節・・・(略)・・・

第5節 地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応（48頁、17行目）

地理的、自然的、社会的特性によって、産業基盤、生活環境の整備等の基礎的条件が他の地域に比較して低位となっている地域がある。このような条件が不利な地域については、これまでも、地域を指定した上で、それぞれの特性に応じた支援策を講じてきたところである。

このような地域は、人口減少、高齢化など地域を取り巻く状況はなお厳しい。このため、伝統的な文化、豊かな自然環境、地場産業などの地域固有の資源や特性を活かして、ハード対策だけでなく、新たな時代のニーズに合ったソフト対策も推進するなど、より効果的な支援方策となるよう検討していく必要がある。

(1) 離島地域（48頁、26行目）

離島地域は、環海性、隔絶性、狭小性という地理的特性から、島内のみで一定の

生活圏を形成しなければならず、さらに、経済面で不利な競争条件にある。その上、近年、離島地域を取り巻く状況は、農林水産業、公共事業等の低迷やそれにとまなう大幅な人口減少、高齢化の加速により、非常に厳しいものとなっている。一方で、離島地域は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等について重要な国家的役割を担うとともに、海岸等の自然とのふれあいを通じた癒しの空間の提供等の国民的役割を備えている。このような役割が適切に果たされるためには、同地域に人が定住し、生活を営んでいることが重要であり、その地理的・自然的特性を価値ある地域差として評価し、地域における創意工夫を活かした定住・雇用促進策等の振興を図ることにより、自主性を重んじた離島の発展を促進する。

このような観点から、産業・生活基盤等の面で他の地域に比較して低位にある状況を改善するため、港湾、空港、道路や架橋等交通施設の整備、離島と離島・本土・海外とを結ぶ離島航路・空路の維持・利便性の確保、高度情報通信ネットワークの整備及びその医療・教育・産業等への利活用の促進、農林水産基盤の整備、渇水対策の推進、汚水処理施設・廃棄物処理施設・公園等の整備、医療・福祉体制の整備、防災対策の推進等を図る。

離島の産業再生のため、地域の基幹産業である農林水産業のより効果的な振興を図るとともに、加工・流通体制の整備、販路拡大、関連企業との連携等により、特色ある離島製品の生産及び産地加工を促進する。また、海洋性気候等恵まれた自然環境を活用した保養・療養活動（アイランドセラピー）、体験滞在型余暇活動などの魅力ある離島観光を促進する。さらに、離島での生活や就労を体験するプログラムを実施するなどにより、団塊世代や若年層等のUJIターンを支援する。このほか、雇用創造・起業・事業拡大に対する支援や地元大学との連携、研究所誘致等の産業再生に向けた基盤・組織づくり体制を強化する。

また、離島に固有の自然環境や景観の保全、伝統文化の継承と発展等を図る。

排他的経済水域の保全等の面で特に重要な役割を担っている国境離島等については、このまま人口減少等が進めば、その重要な国家的役割を果たすことが困難となるおそれがあることから、交通アクセスの改善、農林水産業を中心として産業振興、観光振興等に対して、なお一層の支援を検討する。

このほか、沖縄の離島については、アジア・太平洋諸国に近接した地理的特性、亜熱帯・海洋性などの自然的特性、国際性豊かな歴史的特性などに十分配慮した振興策を推進する。また、奄美群島、小笠原諸島については、それぞれ本土から隔絶した条件の中で培ってきた多様で個性的な文化を発信し、国内外の地域との交流を促進しながら、亜熱帯・海洋性などの自然的特性や、その地理的特性に十分配慮した振興策を推進する。

・・・(略)・・・

第6章 国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策

第1節～第4節・・・(略)・・・

第5節 海域の利用と保全（103頁、11行目）

我が国周辺海域は、約35,000kmに及ぶ海岸線延長と約447万平方kmに及ぶ世界有数の領海及び排他的経済水域面積を有するなど広大で、各種資源にも恵まれている。このため、大陸棚及び排他的経済水域の境界画定や沖ノ鳥島を始めとした国境離島の管理など国家的権益の問題に対しては、国際的ルールに則り厳正かつ適切な対応を図る。また、地球温暖化による海面上昇等の地球環境問題への対応、漂流・漂着ゴミ対策や流出油等の海洋汚染対策、大規模津波対策、水産資源の回復、船舶の航行の安全確保等の安全、環境、防災等に関して、国際的な協調、協力体制のもと取り組むこととする。

海域を国土計画の対象となる空間として適正に利用・保全する観点からは、気象、海象、水路状況等の海洋情報の整備に努めるとともに、海洋環境の持つ物質循環システムの維持・回復、持続可能な海洋の利用、沿岸災害対策、海洋生物資源の持続的な利用、未利用のエネルギー・鉱物資源等の利用等のための技術開発、調査研究、基礎データの収集整理や提供及びその普及啓発を進める。また、長期戦略の下、国家の基幹的な技術開発として、海底の地震発生帯や海底資源探査を可能とする海洋地球観測探査システムの構築を推進する。

我が国は、その食生活や文化交流、貿易や生産活動等海からの恩恵を受けてきており、海を育み、いつくしむといった、海に関する知識の普及及び国民の理解の向上を図る。

以上の取組を踏まえつつ、海域の適正な利用と保全に努める。

(1) 海域を国の活力につなぐ取組（103頁、29行目）

貿易の大部分を海上輸送に依存する我が国においては、経済社会活動の生命線である海上輸送の活性化に向け、安定的な国際海上輸送の確保や港湾の機能強化等その国際競争力の向上に努める。また、海上交通の安全を確保するため、ふくそう海域での航路整備等による海上災害の未然防止や水際対策等危機管理体制の強化を図る。

海域と陸域からなる沿岸域の特徴を活かし、その利用を図るため、産業の振興や低未利用地への物流等の機能の立地促進、市民に開かれたウォーターフロントの創出等の魅力づくり、マリンレジャーの振興やエコツーリズムの普及等を図る。また、海を介して各広域ブロックが連携して対岸諸国や諸都市との経済交流や文化交流を図る。

水産資源状況の悪化や漁業就業者数の減少など漁村の活力の低下や世界的な水産物の需要の高まりの中、資源回復計画や沖合域の漁場整備等の水産資源の適切な管理による水産物の安定供給の確保に努める。また、水産物の安定供給のほか、環境・生態系の保全、国境環視等の多面的機能を有する水産業や漁村の活性化を図るため、漁港・漁場・漁村の総合的整備等を図る。

国家的権益の保全や癒しの空間の提供等の機能を有する離島については、人口減少、高齢化等の厳しい状況下にあたるため、その役割が適正に果たされるよう、定住・雇用促進策を進める等その振興及び保全を図る。

・・・(略)・・・